

第 5 期健康かしわら 2 1 計画策定業務仕様書

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、健康増進法第 8 条の規定に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」について検討し、既存の「第 4 期健康かしわら 2 1 計画（健康増進計画）及び第 2 期 柏原市食育推進計画」の後継計画【令和 9 年度～令和 18 年度：10 年】を策定することを目的とする。

(2) 業務名

第 5 期健康かしわら 2 1 計画策定業務

(3) 委託期間

契約締結日の翌日～令和 9 年 3 月 31 日

(4) 業務範囲

本業務の範囲は、本仕様書の通りとする。
ただし、仕様書に明記なき事項であっても、業務に必要となる事項が生じた場合は、遅滞なく本市との協議のうえ決定するものとする。

(5) その他

受託者は、本業務の実施にあたり、国や大阪府が示す策定に関する基本指針及び医療や介護等のデータを基に本市における現状、課題を十分に踏まえながら進めるとともに、関係する法令・省令・規則・細則・指針・通知・通達・条例等を遵守しなければならない。また、他の計画書との整合性を図るものとする。

※全体を通して「健康日本 2 1（第三次）」、「第 4 次食育推進基本計画」、「第 4 次大阪府健康増進計画」、「第 4 次大阪府食育推進計画」、「第 5 次柏原市総合計画」に基づいた内容とすること。

2. 業務内容

(1) アンケート調査

「第 5 期健康かしわら 2 1 計画（健康増進計画）及び第 3 期 柏原市食育推進計画」を策定するにあたり、市民の健康に対する意識や行動を把握し、今後の健康づくり施策のあり方を検討するために、実施する。なお、アンケート調査に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。

ア) アンケート調査票の設計

- ・受託者は、関係法令及び地域の状況を踏まえ、委託者との綿密な協議を行い、調査対象別調査票案を作成する。
- ・受託者側は、調査票データ一式を委託者側に提出し、調査票の印刷・封入・発送・回収作業を行うものとする。

・調査対象

①一般（16 歳～19 歳）	250 名
②一般（20 歳以上）	1,750 名
③中学生	約 600 名
④小学生	約 600 名

・調査票の種類

一般、中学生、小学生の 3 種類

・調査票の発送・回収作業

一般は郵送、小中学生は教育委員会を通じて、手渡しを行うが、

回収は郵送対応とする。

イ) アンケート調査報告書の作成

- ・受託者は調査結果のとりまとめを行い、策定委員会に報告するため、調査報告書を作成する。
- ・分析にあたっては、属性（性別、年齢別等）と各設問のクロス集計を行うほか、7つの分野別の指標、目標を導くための分析を行う。
- ・作成にあたっては、グラフ・イメージ図などを活用し、視覚的にわかりやすいものとする。

(2) 現状把握・課題分析作業

ア) 医療や介護等のデータ分析

イ) アンケート調査結果による統計的把握と課題分析

ウ) 事業実績と現行計画の目標値との比較分析

エ) 上位計画及び関連計画の動向把握

以上4点を踏まえたうえで、本市における特性及び課題を整理する

(3) 具体的な取組の集約と目標・指標の検討

受託者は本市の具体的な取組の集約や現状・課題について策定委員会の意見を集約し、計画策定にあたっての本市における目標・指標について、委託者と協議のうえ検討する。

(4) 計画素案の作成

(1)～(3)の作業に基づき、今後の柏原市における健康増進事業及び食育推進事業を適正かつ効果的に行うため、地域特性に応じた各種施策・事業の検討を行い、各分野の素案を作成する。また、図表、グラフ、イラスト、写真の挿入などを最大限活用したわかりやすい計画書作りに努める。

(5) 策定委員会運営支援

ア) 策定委員会へ説明者やオブザーバーとして出席（3回）

イ) 委員会資料データの作成（コピー、印刷及び資料送付は受託者に行う）

ウ) 委員会議事録の作成

3. 成果品

(1) 計画書

ア) A4版 カラー80P程度300部

イ) 表紙及び裏表紙厚紙カラー

ウ) 印刷製本納品

(2) データ納品

ア) 計画書

イ) 計画素案

ウ) アンケート調査票

エ) アンケート報告書

4. その他

(1) 業務遂行にあたり、委託者の意向を十分に加味した計画策定を行う必要があるため、受託者は経験豊富な担当者を配置し、臨機応変に対応する体制を整えるものとする。

また、委託者の認める理由を除き、受託者の都合による業務担当者の途中交代は原則行えないものとする。

- (2) 業務遂行にあたり、個人情報取り扱いに十分留意した実施体制を整えるものとする。また、業務遂行にあたって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の成果はすべて委託者に帰属するものとし、業務終了後もみだりに公表してはならない。
- (3) 資料等作成及び提出資料等にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は、計画策定業務の委託料に含むこと。
- (4) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務を第三者へ一括再委託をしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。